

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

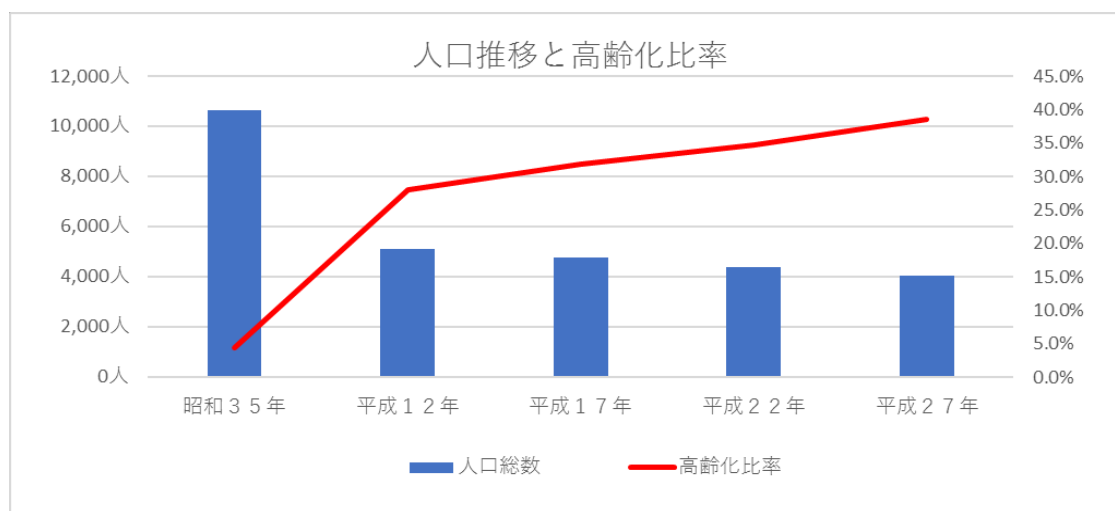
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 厚沢部町の人口構造及び産業構造

厚沢部町の人口は、昭和35年の10,651人（国調）をピークに減少に転じ、平成27年には4,049人（国調）と、昭和35年と比較して6,602人、61.9%の減となっている。人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、平成17年度の国勢調査において初めて高齢化比率が30%を超え、平成27年の国勢調査で高齢化比率は38.5%となり、こうした過疎化・少子高齢化の進行は、社会保障や保健・医療・福祉の分野だけではなく経済や産業等、生活の様々な分野に大きな影響を及ぼす深刻な局面を迎えている。（平成30年5月末現在の人口3,898人 ※住民基本台帳）

【厚沢部町の人口推移】

| 区 分 | 昭和35年 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 人口 | 人口 | 増減率 | 人口 | 増減率 | 人口 | 増減率 | 人口 | 増減率 |
| 総 数 | 10,651人 | 5,105人 | △ 52.0% | 4,775人 | △ 6.5% | 4,409人 | △ 7.7% | 4,049人 | △ 8.2% |
| 0歳～64歳 | 10,180人 | 3,678人 | — | 3,258人 | — | 2,877人 | — | 2,490人 | — |
| 65歳以上 | 471人 | 1,427人 | — | 1,517人 | — | 1,532人 | — | 1,559人 | — |
| 高齢化比率 | 4.4% | 28.0% | — | 31.8% | — | 34.7% | — | 38.5% | — |



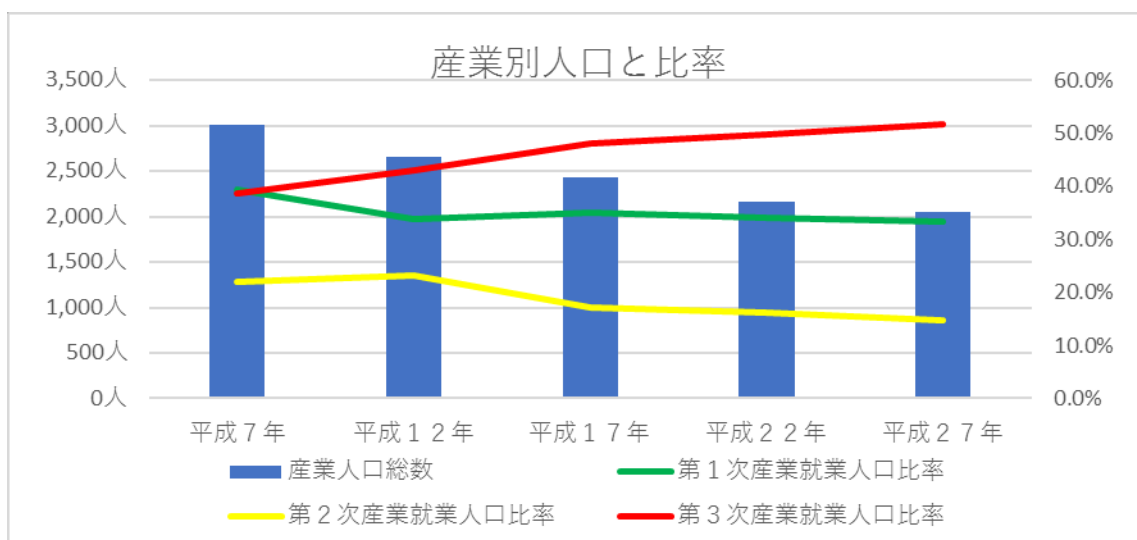
産業構造を土地利用形態からみると、厚沢部町は北海道の南端、渡島半島の日本海に面した檜山管内の南部に位置し、総面積は、460.58km²で三方が山林に囲まれ、西方は次第に低く、上磯郡界に源を発する厚沢部川をはじめ糠野川、鶉川、安野呂川流域には水田1,826ha、丘陵地帯に畑地1,646haが

拓けているが、総面積の82%を森林が占める純農村地帯である。

次に従事者数でみると、上記の土地利用形態に関わらず第3次産業（サービス業その他）が最も高く51.8%となり、次いで第1次産業（農林漁業）が33.4%、第3位が第2次産業（建設業、製造業）14.8%となっている。（平成27年国勢調査）

【厚沢部町の産業別人口推移】

| 区分 | 平成7年 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 3,012人 | 2,657人 | △11.8% | 2,427人 | △8.7% | 2,162人 | △10.9% | 2,055人 | △4.9% |
| 第1次産業 就業人口比率 | 39.3% | 33.8% | — | 34.9% | — | 34.1% | — | 33.4% | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | 21.9% | 23.1% | — | 17.1% | — | 16.1% | — | 14.8% | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | 38.7% | 43.1% | — | 48.0% | — | 49.8% | — | 51.8% | — |

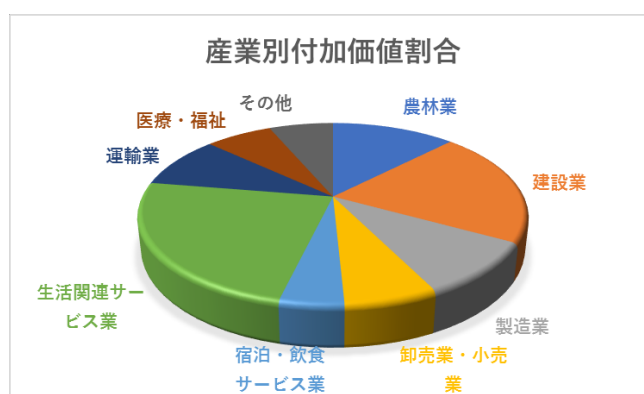


産業別の付加価値額を大分類でみると、生活関連サービス業の生み出す付加価値額が23.83%と最も高く、次いで建設業が20.65%と、この2業種で町全体の半分近くを占め、農林業12.37%、製造業9.6%、運輸業9.3%と各産業にわたり一定の付加価値額を生み出している。

ただし、これを中分類でみると、建設業、運輸業、林業、製造業の順で高く、一業種に極端な偏りが無い状況である。（平成24年経済センサスー活動調査）

【厚沢部町の産業別付加価値額と割合】

| 職種分類 | 付加価値額（百万円） | 割合 |
|------------|------------|---------|
| 農林業 | 447 | 12.37% |
| 建設業 | 746 | 20.65% |
| 製造業 | 347 | 9.60% |
| 卸売業・小売業 | 238 | 6.59% |
| 宿泊・飲食サービス業 | 164 | 4.54% |
| 生活関連サービス業 | 861 | 23.83% |
| 運輸業 | 336 | 9.30% |
| 医療・福祉 | 242 | 6.70% |
| その他 | 232 | 6.42% |
| 合計 | 3,613 | 100.00% |



② 事業所の減少と高齢化

厚沢部町において、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しており、それに比例するように商工業者の減少が進んでいる。

直近5年間の推移をみると、平成24年の商工業者数が214に対して平成28年では175となっており、39事業者の減少（△18.2%）、小規模事業者では平成24年が170に対して平成28年は158となっており12事業所が減少（△7.1%）している。（厚沢部商工会調べ）

また、事業所数の減少とともに、経営者の高齢化が進んでいる。世代交代の時期となり順調に担い手へ経営を引き継ぎ、若返りを図る事業所がある一方で、この数年内に多くの経営者が引退年齢を迎え、廃業する事業者があることも見込まれる。

③ 設備等の老朽化

各事業者が保有する設備等の老朽化も進んでおり、耐用年数も大幅に経過しているものが見受けられる。設備等の老朽化は労働生産性や付加価値額の低下に直結しており、事業所減少が加速する大きな要因である。

④ 厚沢部町内の産業における課題

生活関連サービス業の生み出す付加価値額が高く推移する中で、近年のモータリゼーションの発達、近隣市町への購買力の流出が激しく、町内事業者への影響は計り知れない。製造業や建設業の技術力は高く、一定の受注があるものの、為替変動による原材料の上昇や生産設備の不足・老朽化、従業員の確保難に直面している。

一方で、町の施策による企業誘致や融資利子補給なども取り組んでおり、道内大手の酒造メーカーが町内に工場を構え、町の特産や素材を活かした焼酎を製造するなど、特産品による町のPRや地域経済を力強く牽引している。

また、近年は農業の法人化も進み、農家の六次産業化に対する意識も高まり、農産物の生産技術のみならず、加工技術や販路拡大に伴う新たな設備や人材の確保が必要となることが見込まれている。

上記に述べる内容は町内の中小企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の老朽化は深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧されており、その対応が喫緊の課題である。

(2) 目標

厚沢部町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、次世代の担い手

を育て、又は新たに担い手になろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、既存の制度や新たな助成措置、税制の優遇措置によって事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していく必要がある。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

厚沢部町の産業構造や付加価値額の比率をみると、一部の産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い業種の設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

厚沢部町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道227号線を主要道路とし、大きく3地域に市街地が形成され人口が集積しており、各地域において小売り・サービス業、飲食業が存在するほか、製造業や建設業、林業が全町に存在する。

基幹産業である農業についても既に法人化した者、今後、法人化を目指そうとする者も多く存在することから、町全域において生産性を向上させる必要があるため、厚沢部町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

厚沢部町の産業構造においては、各業種において広く付加価値額を生み出しているため、本計画において対象とする業種を全ての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。